

平成17年度納期限一覧

月	税(料)目	納期限
4月	軽自動車税 全期分	5月2日(月)
5月	固定資産税 全期・1期分	5月31日(火)
6月	町県民税 全期・1期分	6月30日(木)
7月	固定資産税 2期分 国民健康保険料 全期・1期分 介護保険料 全期・1期分	8月1日(月)
8月	町県民税 2期分 国民健康保険料 2期分 介護保険料 2期分	8月31日(木)
9月	固定資産税 3期分 国民健康保険料 3期分 介護保険料 3期分	9月30日(金)
10月	町県民税 3期分 国民健康保険料 4期分 介護保険料 4期分	10月31日(月)
11月	固定資産税 4期分 国民健康保険料 5期分 介護保険料 5期分	11月30日(水)
12月	町県民税 4期分 国民健康保険料 6期分 介護保険料 6期分	12月26日(月)
1月	国民健康保険料 7期分 介護保険料 7期分	平成18年1月31日(火)
2月	国民健康保険料 8期分 介護保険料 8期分	平成18年2月28日(火)


**税の
fromナード**


町税等は納期限内に！

平成17年度の町税・介護保険料の納期限は次の一覧のとおりです。忘れずに、納期限までに納めてください。
なお、口座振替を行っている方は、次の表の納期限に指定の口座から引き落としになりますので、残高の確認をしてください。

町税等の納付は口座振替で！

町税、介護保険料の納付には口座振替をおすすめします。

口座振替は預金口座から納期限ごとに自動的に引き落とされるので、納め忘れ

等の心配がなくとも便利です。ぜひこの機会に口座振替を！
手続きは、役場税務課又は各金融機関でお願いいたします。

軽自動車(3・4輪)の使用者、所有者の 変更及び廃車の手続き

変更及び廃車の手続き

●使用者又は所有者が変わった場合

※自動車検査証記入申請書(第1様式、又は専用2号様式)

・自動車検査証

・使用者の住所を証する書

・住民票2通(発行日から3ヶ月以内のもので、1通は写してもかまいません)

住所証明書2通(発行日から3ヶ月以内のもの)

・新しい使用者の印(個人の場合は、認印。法人の場合は、代表者印。又は、本人の署名が必要です。)

・新、旧所有者の印(個人の場合は、認印。法人の場合は、代表者印。)

・車両番号標(ナンバープレート前後2枚) 管轄等が変更する場合。

・自動車損害賠償責任保険証明書

・税申告書

検査協会構内の財団法人関東陸運振興財団に用意してあります。

●軽自動車の使用を一時的に中止した場合(廃車)

なりません。
・税申告書
検査協会構内の財団法人関東陸運振興財団に用意してあります。

※自動車検査証返納証明交付(返納届)申請書(第4号様式)

・自動車検査証

・車両番号標(ナンバープレート前後2枚)

・使用者の印(個人の場合は、認印。法人の場合は、代表者印。又は、本人の署名が必要です。)

・使用者と所有者が異なる場合は、所有者印も必要と

なります。

※は、検査協会構内の千葉県軽自動車協会で販売(一部40円)してあります。

申請の届出人は、本人又は第三者を問いません。また委任状もありません。

問合せ 軽自動車検査協会 千葉事務所

☎043(245)0163

テレホンサービス

☎043(245)9191

軽自動車税の減免申請は4月25日までです

身体障害者等のために利用されている軽自動車について、一定の条件に該当する場合は一人一台(自動車税も含む)に限り減免の措置があります。減免を受けられる方は、4月25日(月)までに税務課で申請してください。

●持参するもの

・身体障害者手帳、療育手帳等

・運転免許証

・減免を受けようとする車の車検証

・平成17年度軽自動車税納税通知書

問合せ 役場税務課税班 ☎1213

税の一句

身の周りぐるりとまわりを

見わたせば一つ一つを税が支える